

事務局長

皆様、おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところを総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日、ちょっと不手際がございまして、大変室内寒くて申し訳ございません。暖房を強めに入れてもらっていますので、そのうち何とかかなと思っていますが。

さて、市のほうでは昨年に匹敵するような降雪量になっておりまして、現在の状況を踏まえまして1月31日に雪害警戒対策室を設置し、2月6日には雪害警戒対策部に切り替え、そして、さらに2月7日には豪雪対策本部を開設をしまして警戒に当たっております。除雪などによる事故も多発しておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

初めに、欠席の届出ですが、4番、本間隆喜委員、7番、伊藤裕樹委員、9番、齊藤亘委員、10番、伊藤又エ門委員、17番、佐々木忠永委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第21回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございまして。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は19名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回1月7日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第21回総会までの業務報告書をご覧願います。

初めに、1月7日ですが、第20回農業委員会総会を委員18名、推進委員7名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

1月14日には、大仙市農業委員会広報専門委員会を会長ほか委員7名の出席をいただきまして、神岡庁舎1階の会議室で開催しております。4月1日発行の「農業委員会だより」第22号の発行内容についてご協議いただいております。

その他の案件につきましては資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、21番、伊藤悟委員、22番、足達信廣委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「空き家に付属した農地の指定申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 空き家に付属した農地の指定申請について

大仙市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第5条の規定により、下記農地の指定申請があったので審議を求める。

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

33 ページ、1 番をご覧ください。

位置図及び配置図につきましては、資料の 1、2 ページをご覧ください。議案第 3 号 1 番と関連がございます。

転用する農地は、四ツ屋○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田 1 筆、計 2 筆、合計面積○○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○さんです。

申請理由につきましては、議案第 3 号 1 番と同様に一般住宅を新築するもので、土地の所有権移転と建物の持分 2 分の 1 について農地法第 5 条の申請をするもので、詳細については先ほどの説明と同様のため省略させていただきます。

許可要件における立地基準、一般基準につきましては、議案第 3 号と同じく許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続いて、2 番です。

位置図及び配置図につきましては、資料の 3、4 ページをご覧ください。

転用する農地は、大曲○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田 1 筆、計 2 筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

使用貸借権の設定です。

貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。

貸付人と借受人の関係は親子です。

申請理由につきましては、申請地は市街地にあり住環境に優れていることから、需要が見込めるものと判断し、父親が所有する農地を借り受け、共同住宅 10 戸の建築を計画したものです。

なお、借受け期間は 30 年です。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められている第 3 種農地に分類されます。第 3 種農地は原則許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続いて、3 番です。

位置図及び配置図につきましては、資料の 5、6 ページをご覧ください。

転用する農地は、大曲○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートル、1 筆です。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。

申請理由につきましては、申請地は市街地にあり、商業施設等が近いなど住環境に優れていることから、申請農地の西隣の宅地と合わせて分譲住宅地 3 区画の造成販売を計画したものです。

売買価格は総額○○○○円、1 平方メートルあたりに割り返しますと約○○○○○○○○円になります。

この宅地造成の審査につきましては、一般基準による判断となります。申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められており、例外的に許可することが認められております。また、添付書類等につきましても農地法第 5 条に規定する要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。

34 ページ、4 番をご説明します。

位置図、配置図につきましては、資料の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

転用する農地は、上鶯野○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートルです。

使用貸借権の設定になります。

貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。借受人は、○○○○、○○○○○○○さんです。

申請理由につきましては、借受人は現在、妻と子と両親宅に同居しておりますが、手狭となってきたことから、父が所有する申請地に住宅の新築を計画したものです。

設定期間は、許可日から 30 年です。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地に区分されます。第 1 種農地は原則許可できませんが、この一般住宅は居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号により、例外的に許可できるものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘察した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、5 番を説明いたします。

位置図及び配置図につきましては、資料 9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

農地の所在は、大仙市戸地谷○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、1 筆です。贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん。

譲受人は、○○○○○○○○○さん外 1 名です。

申請理由といたしまして、○○さんと○○さんは親子で、○○さんが結婚するに当たり、父の所有する農地を譲り受けて一般住宅の建築を計画したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に区分され、原則許可できませんが、不許可の例外規定である住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考え、許可できると判断しております。また、一般基準につきましても添付書類を勘察した結果、農地法第 5 条に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、現地につきましては、本日、地区担当の本間隆喜委員により現地を確認していただいております。また、本間委員は本日所要のため総会を欠席しておられますが、同案件については問題ないものとしてご意見をいただいております。

- | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件 1 番についてお願いします。 |
| 佐藤委員 | 12 番、佐藤です。
先ほど、4 条で報告させていただきました同じ物件でございます、5 条に関しても問題なしと思われす。よろしくご願ひいたします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。
案件 2 番についてお願いします。 |
| 高川委員 | 15 番、高川です。
1 月 24 日に、事務方と一緒に現地を確認してまいりました。位置図のとおり新興住宅街の中ですので、それなりの利用をしておりますので、特段問題はないというふうに考えております。よろしくご願ひいたします。 |

議 長 ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。

渡邊委員 渡邊です。
3番につきましては、既に市街化区域になっている形で、何ら問題ありませんので
よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
案件4番についてお願いします。

玉井委員 2番、玉井です。
先月の28日に現地のほうを確認してきました。両親が敷地内に建てる状況になっ
ておりまして、周りの環境に影響することはないと思いますので、よろしくご審議お
願いします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について」を議題とします。

事務局長 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計
画の決定について意見を求める。
令和4年2月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第5号の案件17番を議題とします。
本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により
〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

ほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇円、高いほうでは〇〇円となっております。圃場の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について、事務局より報告願います。

事務局長

報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和4年2月9日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局より報告願います。

参与

111ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市花館字下殿屋敷62番地1、有限会社キリハラプランテーション、代表取締役、桐原満。

2番、大仙市神宮寺字金葛127番地、株式会社農匠、代表取締役、齊藤章。

以上、2法人からの報告がありました。

詳細につきましては、112ページから117ページをご覧ください。

結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長

以上、報告といたします。
本日の案件は全て終了しました。
そのほか、事務局のほうから何かありませんか。

参与

すみません、私のほうからちょっとお願いいたします。
最近の総会におきまして、人・農地プランが話題になっておりましたので、直近の人・農地プランの状況を皆様にお知らせしたいと思います。
令和3年12月20日現在、大仙市では39のプランがございます。そのプランを一覧にしたものをお手元へ配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。こういう横になったものでございます。よろしいでしょうか。
この一覧の見方としましては、例えば1番の大曲を見てみますと、そのプランを作

成した地域内には36の集落があり、経営体としましては356経営体、そして、そのうち中心経営体としては個人が28、法人が4、集落営農が2、そして認定農業者数は28という数字となっております。

また、プラン内の農地面積は482.4ヘクタール、うち中心経営体の経営面積が306.1ヘクタールで個人、そして、法人、集落営農別にそれぞれの面積になっているというものでございます。これが10年後という想定ですが、将来は363.5ヘクタールになる予定で、個人、法人、集落営農別にもそれぞれの面積になる予定というプランでございます。

これによりまして、申請率も現在の63.5%から75.4%になるというようなプランでございます。皆様の地域におきましてプランを作成していると思しますので、それぞれご確認いただければと思います。

それから、38番のプランでございますが、太田・斉内第2圃場整備実施区域につきましてですが、将来の集積率が106.2%と100%を超える数字となっております、これは多分、地域外の農地も集積しているとか、明らかに数値に誤りがありますので担当者のほうに確認しましたところ、すぐにちょっと回答できないようなので、調べ直しまして3月中にはこのプランを訂正するというところでございましたので、誤った数字ではありますが、そのまま載せてございます。

説明のほうは以上となります。

議長

委員の皆さんから何かありませんか。
田村委員。

田村委員

14番、田村ですけれども、座ったまま質問させていただきます。

まず、質問する前に、質問というより、いろんな質問があるので今までも何回も質問しています。質問の内容はいろいろあると思うんですが、大きな質問でも小さな質問でも、それは事務局なり、それから執行部が誠心誠意答えていただければなとも思っています。2年前質問したときは、簡単に言うと市長部局との懇談とかいろんな問題があったんだろうし、いろんな問題がリンクしているんで話合いの場等々を設けたほうがいいんじゃないかという質問だったんですけれども、そのときはそういうところに自分で行きなさいという回答でしたので、どうかよろしくいろんな質問はあるかと思いますが、答えていただければなと思って、小さな質問でも答えてもらうことによって、大仙市農業委員会はこのように思っているんだよというのが分かるわけなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、冒頭に金子農水大臣の水田利活用の直接支払について会長からお話があったんですが、これは去年の秋からずっとあって、農業新聞についたんですけれども、まだ正式に国からとか何かしらあったわけじゃなくて、今年の農業政策の中に盛り込まれているかどうか、ちょっとそれは分からないんですけれども、これ大変なことだというふうに私も思っています。まず、農業会議のほうから出してくださいと言われて意見も出したそうですけれども、どういうふうにして出したことなんでしょうか。どういう意見を出したんでしょうか。まだ出していないの。

議長

この文書は、土地改良区のほうからもらったもので、本当に5年に1回、田んぼにされれば、水路の問題からいろんな問題で一番困るのは土地改良区なので、農家も困ることなんだけれども、この内容について、まず我々農家としてものみこめないということで、いろいろな分野についてはっきりしてもらいたいということで提出したんですけれども、畜産関係のほうでは農協のほうと今相談しているところです。やっぱり飼料作物になってるところに5年に1回田にしなさいと言われても、ちょっとできる問題でもないし、水も来ないところにそうしなければいけないということで、農協畜産課と一緒に組合長に相談しては今いますけれども、いろんな部会あると思うんで、その部会のほうに動いてもらえればなと思ひしているところです。

それまではこういうのは出ていて、本当に大変なことだろうというふうに思っています。ちょっと議論をしないといけないので、これ本当に受理されたらどうなるかということだと思うんです。

簡単に言うと、例えば100町歩の人があって、今5割、極端な話なんですけど5割しか主食用米作付けできないので、50町歩を大豆でやっている。そこを水田に戻せないと、あと直接支払交付金はもう出さないという話で、そうなったときというのはどういう対応になるかということ、多分、減反の面積から外されることでしょうか、その辺あたりの具体的な話も全然まだ来ていないのですが、ただ、これから推察されることはそういうことですよ。

そうすると、100町歩ある集落営農でも何でもいいのですが、それが農地として認められるのは50町歩しかなくなって、米を植えるところがまた50町歩から25町歩しか米を作れないということになるんです。だから、こういうことは強く上のほうへ言ってもらいたいなというふうに思います。農業会議を通してもいいし、それから土地改良区のほうになれば、土地改良区のほうに大仙市農業委員会として、こういう農業政策は受け入れられないというふうに強く出すべきじゃないでしょうかというふうに思います。

2か月前に、遊休農地を牧草地というような話もあったのですが、それはあまりにも大仙市の我々の農業委員会に受け入れられないようなことですよ。それ以上にこっちのほうが大変なことなので、このまま本当に農業政策が転換になっていくのであれば、これから農家がもう経営が成り立たないと。

農業委員会としても、人の田んぼを借りていても、10町歩を借りても5町歩しか作付できないので、もう5町歩は収入がもしかしたらゼロに近いということなので、もう借りないと思うんですよ。担い手と言われる人が経営成り立たないんじゃないのかというように思うので、強くいろんな関係機関へ、大仙市農業委員会としては受け入れられないような農業政策だということを申し上げていただければと思います。そういうところで。

あともう一つです。今のこの時期になると、いつも農地委員会、農政委員会が開かれて、賃貸借の今までの状況とかを審議するわけですが、作業料金も含めて、いつも、そのとき何かすごく違和感を感じるのは、今年みたいに一気に米価が2,000円以上も下がっている。この間、経費はどのぐらいかかっていますかという質問をしたんですが、そうすると1万3,000円ぐらい経費がかかっているという回答でした。完全に赤字な状況なわけですので、賃貸借の金額を出すので、この後、農地委員会、農政委員会が多分あるんで、それまでそれぞれ大体のところが決まっています。その意見を求めるわけでしょうけれども、いろいろ考えていただきたいんです。一回出したことについて、またその後に意見を言うとかひっくり返すというふうに思われがちなんですけど、決してそういうことを言っているわけじゃなくて、今まで、いわゆるずっと議論をして、1年間かかって議論をして適正な情報を基に我々を出しているのかどうかというのをやはり検証するべきじゃないでしょうかというふうに思うんです。

だから、米価がこんなに一気に下がっているときに、今日も2万円台のところもある。それは両者が合意の上で決まっているというのであれば、それはそれでそうなんであるのであれば、私個人的な意見とすると、上限ですね、高い値段と、それから低い値段あって、中の平均というか標準小作料です、昔の。標準小作料が廃止されて平均を出すという。しかしながら、その標準小作料が廃止されたということは、やり手がないところは下がるし、やりたいところはもう少し2万円でも3万円でも値打ちがあるところは上がってもいいということなので、賃貸するところは、私、これ賃貸料を出すのは要らないんじゃないかというふうに思うんです。それはいろんな人の意見があって、これから農地委員会とかで審議していただければというふうに思うんですけれども、それで今までのやったやり方でいいんで、それはそうなんですけど、ちょ

っと調べてもらいたいのは、米価が下がって10月以降どれだけ契約がどうなっていくのかと。ほとんど下がっているのかどうかというのをちょっと調べていただかないと、農地委員会のときにデータとしてないと、なかなか判断しづらいでしょうし、調べてほしいと思います。

それで、私、中仙地区なので、他地区のことは他地区の農業委員もいますので、それはそれで。いつも思うのは、だから中仙で1万5,000円つくんですが、やっぱり1万5,000円を見て契約するわけなんで、例えば豊岡地区で5俵か6俵しか取れないところが、それを同じように中仙地区は同じような値段で、結構豊岡地区、高くやっていますよね。だから、これは必ずしも農業委員会を出しているのに合わせる必要は当然ないわけなんですけど、情報を出している責任として、やっぱりそれはある程度いつも思っているんで、できるならば、もし中仙地区を豊岡地区と長野地区に分けて出してもらったほうがいい。そういうことも必要だなというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、いいですか、すみません、長くなって。

作業料金です。作業料金も肥料農薬高くなるし、農機具も高くなる。高くなるのは目に見えています。農機具だって同じものでも4月1日では高くなります。そういう中で、やっぱり作業料金の見直しも私ももう限界じゃないかというふうに思っていますので、作業料金も見直していただけるようお願いしたいというふうに思っています。

特に、苗です、育苗苗。つけなきゃつけなくていいんじゃないかと思うんですけども、今までそうしてやってきたので、載せないといけないんであれば安過ぎます、本当を言うと。中仙町時代は640円で、今630円です。30年間以上、全然上げもしないし、消費税の分をどうするかというその議論はしてきているんですが、30年以上、上がるんじゃないくて結局は下がっているというふうに思っていますので、やっぱり育苗の苗の単価もちゃんと見直ししてほしいなというふうに私は思っています。

特に緑化苗です。緑化苗490円です。硬化苗が630円で緑化苗が490円。緑化苗と硬化苗、そんなに変わらないです、全然。490円で、もう原価を切る値段じゃないかと思っていますので、その見直しと、それから箱運搬30円です。1枚30円。誰も運ばないんですよ、もう。無理というわけじゃないけれども、そのあたりも実情に合わせてやる人が多分いなくなるので、担い手の人が生き残れるような単価設定をもう一度していただきたいというのが私からのお願いです。

それで、私、でたらめに言っているわけじゃなくて、例えばこの間は集落営農の会長さんだったけれども一般農家の人の声を我々は聞いて、そして何かがあったときには執行部のほうにお伝えして、今の実情を反映していただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長

ただいまのご意見、先ほど5年に1回田んぼにしなくちゃならないということについて、その働きかけについては今後協議しながら多方面に働きかけていくということを会長もおっしゃっておりますので、そういった方向で進むというふうに考えております。

それから、賃借料とか作業料金とかという関係ですが、そちらにつきましてはこの後2月に、まず専門委員会の開催を予定してございますので、その際に、より詳しく細かく協議の場に収集しまして、こちらの側としては準備させていただきますので、その際にまた併せてご協議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

田村委員

せっかくなんで、もう少しいいですか。

経費がどのぐらいかかるかというのを調べてくださいとお願いしましたよね。それは実は七、八年前にも同じ質問しているんです。記録に残っているどうか分からないんですが、そのときは1万2,800円でした。経費がどのぐらいかかっているのか、今回も同じか、ちょっとくらい上がりまして、我々の農業委員会の仕事は農地の移動

なんだけれども、仕事がないわけじゃないんですが、移動することによって農家のためになるように活動しなきゃいけないので、どういう資料が欲しいかという、全体で1万2,800円、1万3,000円とかじゃなくて、やはり農地の移動をしたことによって経費がどれくらい下がるのかとか、経営面積が例えば2町歩の人は1万5,000円くらいかかっている、50町歩に移動したら1万1,000円くらいになっているとか、そういうふうなデータをちゃんと私は出すべきだろうと思うんです、本当は。それをやることによって、我々農業委員会がやっている意味があるんじゃないですか。

だから、肥料代がどれくらいかかっているとか、機械代がこのくらいかかっているとか、それをするんじゃなくて、農地の移動をすることによって地区の農家に貢献するというふうには、そうなればいいなというふうには思っているんで、もう一度また出せというののちょっとあれなんで、来年以降、毎年本当は調べて、どういうふうに推移しているかというのを言わなくても調べていただいて、経費がどれくらいかかっている、どうなっていくというのを教えていただければと思います。

人・農地プランも、この間質問したんですが、農業振興課の部分なのか、農業委員会の部分なのか、どっちだか分からないというような、簡単に言うとそういうふうな回答でしたけれども、やはり人・農地プランは大事なことで、集積率がどのくらいあって、もうちょっと頑張ろうとか、そうすることによって目標がちゃんと決まってくるじゃないですか、今農業をやっている。だから、やらなきゃいけないことだというふうに思いますけれども、お願いします。

事務局長

分かりました。経費に関しましては、ちょっと調べて併せてお示ししたいと思います。

議長

貴重な意見ありがとうございました。
ほかにありませんか。
(なしの声)

議長

ないようですので、以上をもちまして、第21回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦勞さんでした。

(午前11時22分 閉会)